

三、懲戒解雇せしむる職工に對し、満全ヲ與ふるコト

以上二條、決議し、布施行。工場長ニ該決議ヲ提呈せしが

應答、第一條に對し、（一）本會は、職工の懲戒解雇に當り、職長等の意見を依りて之を決定すべし。

第二條に對し、（一）本會は、職工の懲戒解雇に當り、職長等の意見を依りて之を決定すべし。

職長等が會稱、意見依りて工場ヲ閉する爲ニ解雇手當規定ヲ

發表せられたト追ひ、僅カ四百名位ノ職工ヲ入場シテ發表スルハ直ニカラ

ストノ理由ノ下ニ之ヲ拒絕、本日、第一條一覽一覽

第二條ニ對シテ

懲戒解雇せしむるモノが已レ、更カリ、ストヲ謝罪スルハ、満全ヲ與フ

ル。此等、正年、六月廿八日

上、造形部

既懲戒解雇せしむるモノが已レ、更カリ、ストヲ謝罪スルハ、満全ヲ與フ

ル。此等、正年、六月廿八日

以テ、第二條、決議し、工場長ニ該決議ヲ提出せしが

工場長、第一條に對シテ

第二條ニ對シテ

懲戒解雇せしむるモノが已レ、更カリ、ストヲ謝罪スルハ、満全ヲ與フ

ル。此等、正年、六月廿八日

以テ、第二條、決議し、工場長ニ該決議ヲ提出せしが

工場長、第一條に對シテ

第二條ニ對シテ

懲戒解雇せしむるモノが已レ、更カリ、ストヲ謝罪スルハ、満全ヲ與フ

ル。此等、正年、六月廿八日